

2025 年 9 月
第一法規株式会社

お客様各位

『法科大学院試験六法』 掲載内容誤りのお詫びと訂正

本書『法科大学院試験六法〔2026年度入試対応版〕』の掲載内容に2箇所の誤りがありました。

謹んでお詫び申し上げますとともに、裏面のとおり訂正させていただきます。

第一法規株式会社

〒107-8560 東京都港区南青山 2-11-17

<https://www.daiichihoki.co.jp>

TEL : 0120-203-694 FAX : 0120-302-640

【誤り①】『民法』第918条中、不要な第2項及び第3項の掲載

〔該当箇所〕 144頁 第2段15行目～20行目を削除

訂正前	訂正後
3 第二十七条から第二十九条までの規定は、前項の規定により家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用する。 2 家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、いつでも、相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。 第九百十八条 (相続人による管理) 相続人は、その固有財産におけるの同一の注意をもって、相続財産を管理しなければならない。ただし、相続の承認又は放棄をしたときは、この限りでない。	第九百十八条 (相続人による管理) 相続人は、その固有財産におけるの同一の注意をもって、相続財産を管理しなければならない。ただし、相続の承認又は放棄をしたときは、この限りでない。

【誤り②】『刑事訴訟法』第97条の欠落

〔該当箇所〕 584頁 第1段16行目の次（第九十六条第七項の後）に追加

第九十七条 上訴の提起期間内の事件でまた上訴の提起がないものについて、勾留の期間を更新し、勾留を取り消し、又は保釈若しくは勾留の執行停止をし、若しくはこれを取り消すべき場合には、原裁判所が、その決定をしなければならない。 ② 上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて前項の決定をすべき裁判所は、裁判所の規則の定めるところによる。 ③ 前二項の規定は、勾留の理由の開示をすべき場合にこれを準用する。
--